

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【全体】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
十島村	住宅	定住促進住宅(村営住宅)	★ 村営住宅(村が新規で建設した住宅) (1)家賃 I型住宅(世帯用) 月8,000円 II型住宅(単身用) 月6,000円 (2)敷金 I型住宅(60㎡以上)15万円 それ以外、5万円 犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり
十島村	住宅	定住促進住宅(空き家住宅)	★ 村営住宅(村が空家を改修した住宅) (1)家賃 月5,000円 (2)敷金 50,000円 ※犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり
十島村	住宅	体験宿泊施設(十島開発総合センター)【体験型】	★ 総合センターを改修し、Uターン者向けの体験住宅として活用している。(1泊1,000円)
十島村	住宅	住宅貸付資金	★ ○住宅を新築または住宅の購入に必要な資金(1,500万円以内) ○住宅の改築及び増築に必要な資金(300万円以内) ○民宿を営営する目的で新・増築に必要な資金(2,250万円以内) * 貸付条件…貸付利率:無利子 貸付期間:25年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還が75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者
十島村	住宅	定住促進資金交付事業(住宅等対策)	★ 本村に住所を定めてから1年以上経過している者で転入の日から10年を経過していない者 ○住宅を新築または取得した者に対して、100万円または取得に要した費用のいずれか少ない方の額を交付する。
十島村	住宅	浄化槽設備修繕費補助金	★ ○十島村内に住民票を有する方の住居用の建物に設置されている合併処理浄化槽の本体およびプロワ―又は排水ポンプ等を修繕した管理者に、予算に応じてその修繕に要した費用の一部を補助します。 ・補助金額は30万円を上限とし、世帯主が70歳以上の場合修繕に要した額の3分の2、それ以外は2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は切り捨てる)とします。
十島村	就農・漁	就業者育成奨励金	★ 1.十島村内において、農林水産業等に従事した日数に応じて奨励金を交付 (1)後継者及び新規参入者 ※最大5年間交付 ア.単身で従事した場合 1日5千円～7千円 イ.家族で従事した場合 1日8千円～1万円 ※4年目～5年目は上記額が減額となる。 ※2年間の支援が終了するひと月前にこれまでの実績を審査し、3年目以降の交付を行うか判断 (2)体験希望者 ※3ヶ月を限度 ア.単身で従事した場合 1日3千円 イ.家族で従事した場合 1日5千円 (3)指導者 ア.自営作業を兼ねる場合 1日4千円以内 イ.出前指導等をする場合 1日6千円以内 2.資質の向上と技術の習得をするため、地域外において、村長が認定した農林水産業等の研修を行う場合、奨励金を交付 (1)農家実地研修 1日7千円(15万円を限度) (2)先進地研修 1日7千円(15万円を限度) 研修施設等での研修受講 1日7千円(15万円限度)
十島村	就農・漁	産業振興資金貸付	★ ○漁船の建造又は購入に必要な資金800万円以内 ○漁具または装備等及び保守修繕等の入渠や修理等に必要な資金500万円以内 ○農業・林業用機械購入及び機械修繕又は施設建設及び修繕に必要な資金500万円以内、但し、複数の者が共同で行う場合は800万円以内 ○生産牛、肥育牛の購入及び肥育に必要な資金500万円以内、但し、複数購入の場合は800万円以内 ○農地及び草地の土壌改良に係る費用及び農林業における資材購入に必要な資金300万円以内 ○肉用子牛の肥育に必要な資金及び村奨励作物の栽培に必要な資金50万円以内 ○その他産業振興上必要とみとめられる資金 * 貸付条件…貸付利率:無利子 貸付期間:15年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還が75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者
十島村	出産・育児	定住促進資金交付事業(出産育児対策)	★ ○第1子30万円、第2子40万円、第3子50万円、第4子以降100万円を支給する。 本村に住所を定めてから1年以上経過した者で出産した者及び出産後も引き続き定住する意志を有すると認められる者
十島村	出産・育児	十島村子ども医療費助成事業	★ ○子供の疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成。 ・対象者…小学校入学時の4月1日から中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの十島村に住所を有する子ども。 ※所得制限はありません。
十島村	その他	定住促進資金交付事業(転入等対策)	★ 転入費用一部助成として、10万円又は、村営船に要した引越費用(運賃)のいずれか少ない方の額を交付する。 本村に転入してきた者(本村を転出してから5年経過していない者を除く。)で定住する意志を有すると認められる者。ただし、年齢制限あり。 ○年齢制限…Uターン者は50歳以下、Uターン者は55歳以下の者とする。 ○その他…国・地方公共団体・郵政公社等に従事する者、または世帯については対象としない。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【全体】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
十島村	その他	定住促進資金交付事業(中学生以下の者を扶養する者への支援事業)	★ ○中学生以下の者1人に対し月額1万円を基礎額とする。 ○3人目以降の者について、基礎額に月額1万円を加算する。 ○交付時期については、6月、9月、12月及び3月の4期とし、それぞれの前月分を原則口座振替にて交付する。 本村に、中学生以下の者と同居している扶養親族又は村長が指定する者。ただし、山海留学生は除く。
十島村	その他	定住促進資金交付事業(その他定住・転入を促進する事業)	★ 【独立世帯】 独身者…3年経過 10万円 複数家族…3年経過 20万円 【既存世帯転入者】 独身者…3年経過 5万円 複数家族…3年経過 10万円 ※18歳以下の子供を扶養する転入者については、1人につき5万円を加算して交付 本村に住所を定め、3年を経過した者 ただし、年齢制限並びに所得制限あり。 年齢制限…Iターン者は50歳以下、Uターン者は55歳以下の者とする。 所得制限…前年度所得で1人世帯が160万円以下、2人以上の世帯は1人につき5万円を控除した額とする。 国・地方公共団体・郵政公社等に従事する者、または世帯については対象としない。
十島村	その他	定住促進資金交付事業(その他定住・転入を促進する事業)	★ ○独立世帯 独身者…3年経過 10万円 複数家族…3年経過 20万円○既存世帯転入者 独身者…3年経過 5万円 複数家族…3年経過 10万円 18歳以下の子供を扶養する転入者については、1人につき5万円を加算して交付